

## 新型コロナウイルス感染（クラスター）事案が発生した場合の対処方針について

R2. 4. 30 健康福祉局

R2. 5. 27 一部改正

介護、福祉サービスは県民生活の安定のための重要なインフラであるが、そのサービスは人の手によるものが多いことから、感染症に対して脆弱な面を持つ。特に新型コロナウイルス感染症については、ワクチンも特効薬もなく、また感染から治癒までの期間が長いことから、サービス利用者はもとより、サービス提供者に感染が拡大した場合にはその影響が大きい。

このため、新型コロナウイルス感染（クラスター）事案が発生した場合の対処方針を次のとおり定め、各地域の社会福祉施設等の関係者が共有することで、サービス提供者への感染拡大を防止する。

## 【対処方針】

1 入所施設で発生した場合には、感染拡大を防止するため、クラスター発生施設及び系列の職員により対応する。ただし、多数の職員が感染するなどにより、クラスター発生施設から支援の要請があった場合は、二次感染のリスクに十分配慮したうえで応援職員を派遣し、当該施設の入所者へ必要なサービスを提供する。

- ① クラスター発生施設の入所者（陰性であっても）は、不顕性感染等のおそれもあることから、他施設で受け入れることはできない。
- ② クラスター発生施設に残った入所者（陰性の者等）に対して、必要なサービスを提供する必要がある。
- ③ クラスター発生施設から支援の要請があった場合は、感染症専門の医療職員及び介護職員等を派遣し、医療的、福祉的支援を行う。

なお、派遣された職員は、応援業務に伴う感染のリスクが否定できないことから、派遣業務終了後2週間の自宅待機が必要となる。

2 通所系サービスで発生した場合には、通所系サービスを中心に市町単位で休業要請を行う。

- ① 通所系サービス利用者は複数の通所サービスを利用することも頻繁にみられるため、接触の機会を極力減少させるため、通所系サービスを中心として市町単位で2週間の休業要請を行う。
- ② この場合、介護支援専門員等は利用者の個別事情を勘案し、必要なサービス調整を行うこととする。ただし、訪問に代えて、電話を含めた情報通信機器を活用するなど接触機会をできる限り少なくすること等により感染拡大防止に努める。

3 入所施設あるいは通所系サービスでクラスターが発生した場合に備え、市町行政、社会福祉施設関係団体、医師会、看護協会、介護支援専門員協会、地域包括支援センター、社会福祉協議会等で地域の実情に応じた対処方針（蔓延期における入所施設の市町内役割分担を含め）に関する協議を進める。

県レベルでも、市町単位の協議の参考とするため、同様の検討を行い、提供することとする。